

# 役員報酬に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人月居会（以下「法人」という。）の役員の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員が職員である場合、又は月額により報酬を支給される役員等には日額の報酬を支給しない。

2 前項の報酬の額は、別表1に定める額を支給する。

3 月額報酬役員等が、月の途中で就任又は辞任若しくは死亡した場合はその日を含めた日割り計算をもって支給する。

4 月額報酬役員等の勤務日及び業務内容は、別表2のとおりとする。

(支給日)

第3条 役員等の報酬は、月額により支給される報酬については毎月15日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に、日額により支給される報酬については、理事会（以下「役員会」という。）出席の日に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、役員会又はその他の会議に出席するため、あるいは法人の業のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

(規程の改正)

第5条 この規程を改正する場合は、理事会の決議による。

付 則

現行（平成20年3月18日施行）の役員報酬に関する規程は平成22年3月31日で廃止する。

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年9月21日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

別表 1

役職名	報酬額	摘要
理事長	年額 3,600,000円	月額 300,000円
評議員	役員会への出席 5,000円	1日につき（交通費を含む）
理事	原稿の執筆 5,000円	原稿料
監事	研修等の講師 10,000円	
	外部研修への参加	職員旅費規程に準ずる

別表 2

## 月額報酬役員等の勤務日及び業務内容

勤務日	週3日
勤務時間	午前9時00分から午後3時00分まで
業務内容	<p>社会福祉法人月居会定款施行細則別表1に定める理事長専決事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の任免に関する事。</li> <li>2 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く）のうち、金額（取得価格又は時価評価額とを比較していずれか高い方の額）1,000万円未満のものの処分に関する事。</li> <li>3 一件の取引額が1,000万円未満の契約に関する事。</li> <li>4 10万円以上の寄附金品の受入れに関する事。</li> <li>5 100万円以上の予備費の流用に関する事。</li> <li>6 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関する事。</li> <li>7 施設長の職務に専念する義務の免除、服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事。</li> <li>8 非常勤医師の任免に関する事。</li> <li>9 各種証明書の交付に関する事。</li> <li>10 その他法人の日常業務に関して重要と認められる事項。</li> </ol>